

商品説明 & 支払事例

弁護士保険コモン



エール少額短期保険

--- 目次 ---

商品説明

01	商品の仕組み	2
02	補償内容	4
03	保険金をお支払できない場合	7
04	保険金の支払限度	8
05	特約について	9
06	法務費用保険金の計算方法	10
07	責任開始日と保険料について	12
08	更新時の保険料について	14

支払事例

Case.1	上司からのパワハラ	18
Case.2	妻との離婚	19
Case.3	SNS上での誹謗中傷	20
Case.4	子どものいたずら	21
Case.5	隣からの騒音	22

01 商品の仕組み

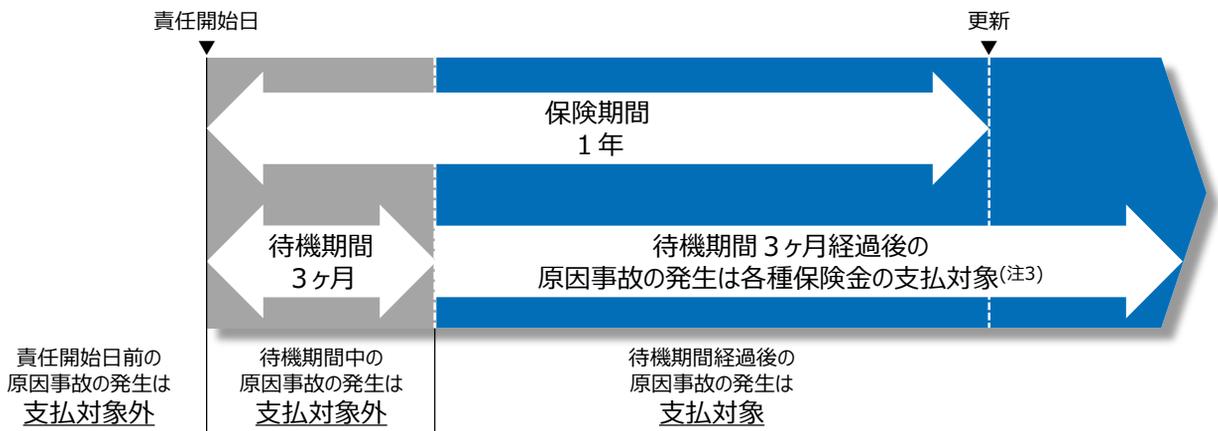
保険金の種類

- 被保険者が、責任開始日以降に発生した原因事故に直面し、法律相談料や弁護士報酬等の費用を負担したときに、次の保険金を支払います。ただし日本国内における弁護士等の活動に伴い、日本国内で発生したものであることを要します。

法律相談料保険金	法務費用保険金
 <p>弁護士等への法律相談によって生じた法律相談料</p>	 <p>弁護士等への事件委任によって生じた着手金、報酬金、手数料、日当。なお、弁護士等の旅費・交通費、裁判所への支払金、証人への支払金等、弁護士への報酬以外の費用は対象外となります。</p>

保険期間と保険金の支払時期

- 被保険者が、責任開始日後に原因事故に直面したときに、保険金を支払います。
- ただし、待機期間^(注1)中に発生した一般事件（道路交通事故などを除く原因事故）や不担保期間^(注1)の定めのある法的トラブルについては、保険金は支払われません。
- 保険期間は1年間で、保険契約者から非更新のお申し出がない限り毎年更新されます。^(注2)



(注1) 待機期間および不担保期間については、P.6「待機期間と不担保期間」を参照。

(注2) 更新の制限事項に該当した場合は、更新を取り扱わない、または更新後の補償内容について制限を行うことがあります。

(注3) 待機期間経過後でも不担保期間の定めのある法的トラブルについては、保険金を支払いません。

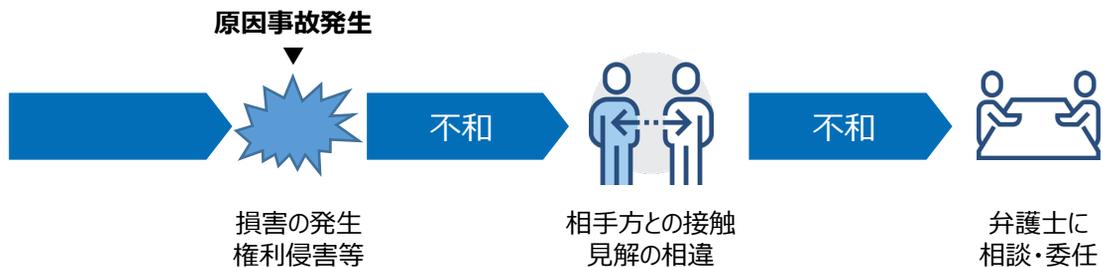
保険金の支払対象としての原因事故

- ・ 保険金の支払対象となり得る法的トラブルを原因事故といいます。次のいずれかに該当するものでなければなりません。
- ・ 紛争の相手方が存在しない場合や、弁護士等に契約書のチェックその他、単なる法律上の事務を依頼する場合は、保険金の支払対象とはなりません。

原因事故の分類	主な内容
損害・権利侵害に起因するトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラブルの当事者の一方が、他方に対して損害や権利侵害を発生させた場合をいいます。
相続・婚姻 その他親族関係トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続・離婚・その他親族関係に関し、相手方と主張の相違が生じている場合をいいます。

原因事故の発生時期の判定

- ・ 原因事故は、当事者の一方に損害や権利侵害を生じさせることとなった具体的な事実（「原因事実」といいます。）が生じた時に発生したとみなします。
- ・ 原因事故の発生時期は、相手方と見解の相違が生じたときや、弁護士に相談・委任したときではありません。
- ・ 原因事故の発生時期が、責任開始日前の場合や待機期間中または不担保期間中の場合には、保険金は支払われません。



クローズアップ：民事事件と刑事事件

事件の種類	主な内容
民事事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事事件というのは、人から人に対する主として金銭の支払を求める種類の事件のことをいいます。 ・ 個人や法人の財産権など私的な権利をめぐる争われる訴訟で、私人 対 私人の争いとなります。 ※ 私人とは、公的な地位や立場を離れた一個人（法人含む）のことです。
刑事事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が人に対して刑罰を与える手続きのことをいいます。検察庁が裁判所に対して加害者を起訴し、刑罰を科すかすればどういふ刑罰を科すかを判断します。 ・ 国家（検察）対 私人の争いとなります。
少年事件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の未成年が犯罪を起こした事件を言います。 ・ 少年に罪の重さを気付かせ、二度と犯罪に手を染めないよう、更生を促すことが目的となっていますが、場合によっては、通常の刑事事件同様、有罪となることもあります。

02 補償内容

補償対象とする法的トラブル

- 補償対象とする法的トラブルは、被保険者個人が直面した「個人トラブル」となります。

(具体的なトラブル例)

交通事故に関するトラブル、相続に関するトラブル、婚姻に関するトラブル、雇用や労働に関するトラブル、不動産の賃貸借に関するトラブル、その他私生活上のトラブルなど。

基本となる補償

- 次の算式で計算した金額を保険金としてお支払いします。ただし、法律相談料保険金、法務費用保険金ともに、「1 事案あたりの限度額」「年間限度額」があります。

▼法律相談料保険金

$$\text{法律相談料保険金} = \text{法律相談料の実費相当額}$$

▼法務費用保険金

$$\text{着手金} = \text{基準法務費用} - \text{免責金額} \times \text{基本てん補割合}$$

$$\text{手数料・日当} = \text{基準法務費用} \times \text{基本てん補割合}$$

$$\text{報酬金} = \text{基準法務費用} \times \text{基本てん補割合}$$

- 保険金の計算の基礎となる基準法務費用は、被保険者が実際に負担した法務費用とは異なります。被保険者が負担した費用が基準法務費用を上回る部分の金額については、保険金の支払対象になりません。P.10「06 法務費用保険金の計算方法」に詳しい説明があります。
- タイムチャージ方式を採用した場合には上記、着手金と同様の計算式により算出した保険金を事件終了時にお支払いします。
- 基本てん補割合は契約プランに応じて以下のとおりとなります。

保険金の種類		プラン毎の基本てん補割合		
		ステイタス	レギュラー	ライト
法務費用 保険金	着手金部分	70%	70%	90%
	手数料・日当	70%	70%	90%
	報酬金部分	70%	—	—

- 法務費用保険金における着手金部分の免責金額は以下のとおりとなります。

同一保険期間中の原因事故回数に応じ、1 回目：5万円、2 回目：10万円

- 保険金の額は、被保険者が負担した着手金、手数料、日当、報酬金の額を限度とします。

クローズアップ：各種用語のご説明

用語	ご説明
保険契約者	当社にこの保険契約の申し込みを行い、保険料の払込義務を負うこととなる人をいいます。
被保険者	この保険契約により、補償を受ける人をいいます。被保険者が直面した法的トラブルのみが、この保険契約による補償の対象となります。
原因事故	保険金の支払対象となる可能性がある法的トラブルをいいます。原因事故は、実際に損害が発生するなど、具体的な事実起因するものでなくてはなりません。
保険事故	原因事故に直面した被保険者が、弁護士等に対して法律相談料や弁護士報酬の費用を負担することによって、損害を被ることをいいます。被保険者はそれら費用を負担する前に当社の承認を得る必要があります。当社の事前承認なしに、それらの費用を負担したとしても、保険金は支払われません。
責任開始日	この保険の補償が開始される日をいいます。責任開始日前に生じた原因事故については、保険金の支払対象になりません。
待機期間	道路交通事故などの偶発的な事故（「特定偶発事故」といいます。）を除き、責任開始日から3ヶ月間に発生した原因事故については、保険金を支払いません。この期間を待機期間といいます。
不担保期間	特定のトラブルについては、責任開始日後一定期間内に原因事故が発生したとしても、保険金をお支払いしません。これを不担保期間といいます。
特定偶発事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。特定偶発事故は待機期間の適用がなく、責任開始日後に生じた場合に保険金の支払対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通事故 ・ 偶発人身傷害事故（契約のある相手方または対価の支払をした相手方との事故その他の事故を除く）
基準法務費用	保険金の計算の基準となる弁護士報酬等の額として、普通保険約款に定めた方法で算出した金額をいいます。被保険者にお支払する保険金の額は、この基準法務費用の額に基づいて算出します。
法律相談料	依頼者に対して弁護士が行う法律相談の費用をいいます。
着手金	弁護士に事件を依頼した段階で支払うもので、事件の結果に関係なく、つまり不成功に終わっても返還されない費用です。なお、報酬金の内金ではありません。
手数料	鑑定料、法律関係調査、裁判書類の作成、内容証明郵便作成などの費用をいいます。
日当	出張の際などの弁護士の移動による拘束時間に応じた費用をいいます。
報酬金	事件が成功に終わった場合、事件終了の段階で支払う費用をいいます。成功というのは一部成功の場合も含まれ、その度合いに応じて支払いますが、まったく不成功（全面敗訴）の場合は支払う必要はありません。
免責金額	法務費用保険金の着手金部分の計算に際して、基準法務費用より差し引き法務費用保険金の支払対象外の金額のことをいいます。

保険金の支払条件

- 保険金の支払対象となる原因事故は、以下のすべての条件を満たすものでなければなりません。

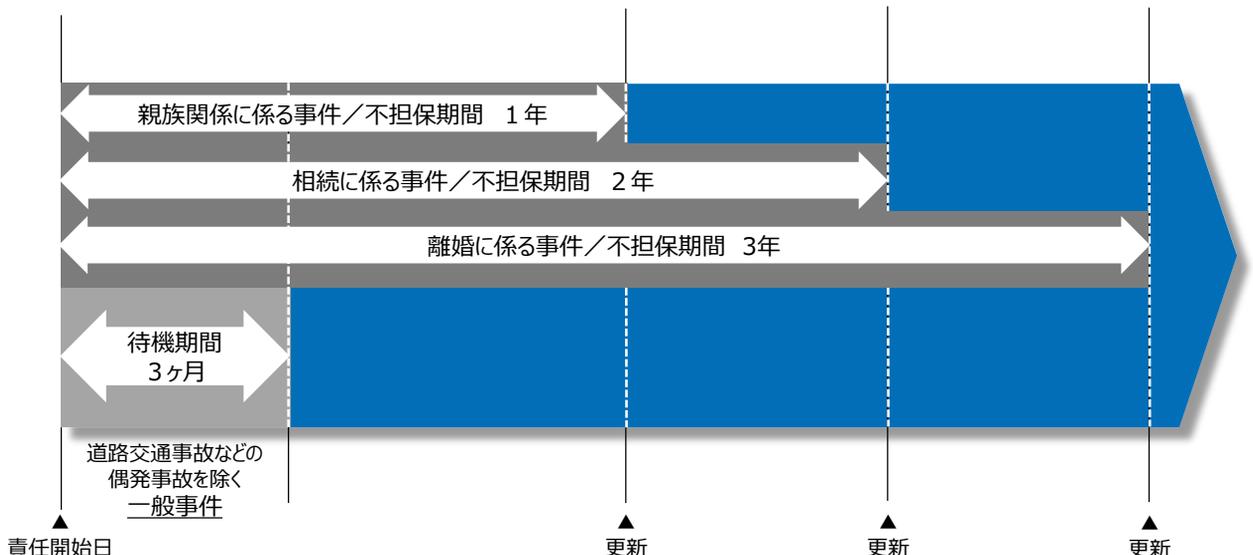
被保険者本人が直面した原因事故であること (注1)
責任開始日以降に発生した原因事故であること
待機期間・不担保期間の適用がある事案については、原因事実の発生がそれらの経過後であること
保険契約が有効に継続しているときに、被保険者が法務費用 (注2) の負担をしているものであること
原因事故の発生から2年以内に、被保険者が法務費用の負担をしていること
その他、保険金をお支払いできない場合に該当しないこと

(注1) 監督義務・扶養義務を有する18歳未満の子が遭遇した事実に起因して被保険者が直面した原因事故を含みます。

(注2) 法律相談料または弁護士委任費用

待機期間と不担保期間

- 責任開始日後、一定の期間に発生した原因事故については、保険金支払いの対象とならない場合があります。
- 道路交通事故などの偶発な事故（「特定偶発事故」といいます。）を除く一般事件について、責任開始日から3か月間に発生した原因事故については、保険金を支払いません。この期間を待機期間と呼びます。
- 相続・婚姻その他の親族関係のトラブルについては、責任開始日後一定期間内に発生した原因事故については、保険金を支払いません。この取り扱いを特定原因不担保と呼び、保険金をお支払いしない期間を不担保期間と呼びます。



03 保険金をお支払いできない場合

支払対象外の法的トラブル

- ・ 次の表で、×印があるものは、保険金の支払対象外です。
- ・ 支払対象外の事由は他にもあります。詳しくは、普通保険約款にてご確認ください。
- ・ 法務費用保険金の支払対象となる原因事故は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用されるものであることを要します。

事由の内容	法律相談料 保険金	法務費用 保険金
相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの	×	×
共有物の分割、境界の確定または筆界の特定に係るもの	×	×
行政・税務不服申し立て、行政・税務事件訴訟	○	×
自己破産および債務整理事件	○	×
金銭消費貸借契約に係る事件、およびその民事執行手続	○	×
事業資金の出資、有価証券投資に係る事件	○	×
刑事事件、少年事件、医療観察事件	○	×

免責事由

- ・ 次の×印の法的トラブルについては、保険金を支払いません。
- ・ 免責事由は他にもあります。詳しくは、普通保険約款にてご確認ください。

事由の内容	法律相談料 保険金	法務費用 保険金
次の事由に起因・付随・随伴して生じた原因事故 戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象、核物質の作用、 大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用	×	×
保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による次の加害行為 殺人・暴行・その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要・その他 の他人の自由を害する行為、窃盗・詐欺・器物破壊・その他の他人の財産を害する行為、秘密 漏示・名誉毀損・業務妨害等の行為	×	×
刑事事件として起訴された行為（当該行為に係る民事上の請求も免責です）	×	×
麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等を摂取した状態で行った行為	×	×
アルコール等の影響で正常な判断・行動に支障がある状態で行った行為	×	×
保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当社が判断する行為	×	×
次に掲げる者を相手方として弁護士等委任契約を行う場合 保険契約者、当社、保険金を支払わない相手方として保険証券に記載された者	×	×
被保険者が原因事故の解決を委任した弁護士等との間で紛争になった場合	×	×

04 保険金の支払限度額

支払金額限度

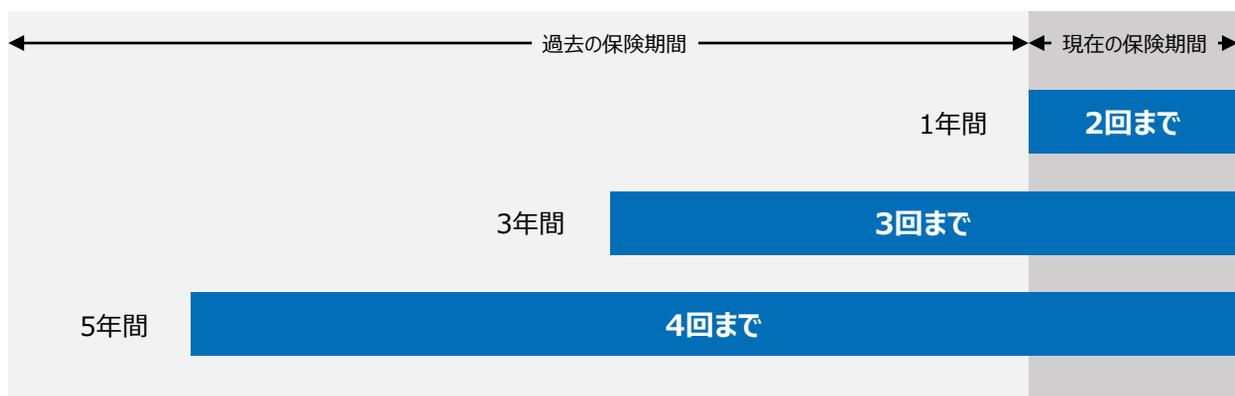
- 次の保険金支払限度を超えて、保険金を支払いません。
- 同一の被保険者が個人型の保険契約の他、事業型の保険契約にも加入している場合、個人型と事業型それぞれの限度額にかかわらず合計年間支払限度額は1,000万円となります。

限度額の種類		プラン毎の支払金額限度		
		ステイタス	レギュラー	ライト
通算支払限度額 最初の契約日以降、 すべての保険期間の保険金 支払額を合計した金額		2,500万円	1,000万円	150万円
法務 費用 保険金	年間 限度額	500万円	200万円	30万円
	事案 限度額	500万円	200万円	30万円
法律 相談料 保険金	年間 限度額	20万円	10万円	10万円
	事案 限度額	5.5万円	2.2万円	1.1万円

※ 上表のほか、同一の相手方とのトラブルについては、保険加入後のすべての保険期間を通算し、上表の「年間限度額」を超えて保険金を支払いません。

法務費用保険金の支払回数限度

- 過去に遡り、以下の保険期間ごとに定めた支払回数限度を超えて法務費用保険金を支払いません。



05 特約について

特約の主な内容

- 以下の特約を契約時に付加いただけます。

特約	内容
免責金額ゼロ特約	法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く免責金額を0として取り扱う特約です。
道路交通事故不担保特約	道路交通事故については、保険金を支払わないこととする特約です。
法律相談料保険金不担保特約	法律相談料保険金を不担保とすることで保険料が割引になります。
家族扱特約	保険契約者本人とその家族（配偶者または3親等以内の親族）が被保険者となった場合に、保険料の割引が受けられる特約です。家族間のトラブルは補償対象外となります。

06 法務費用保険金の計算方法

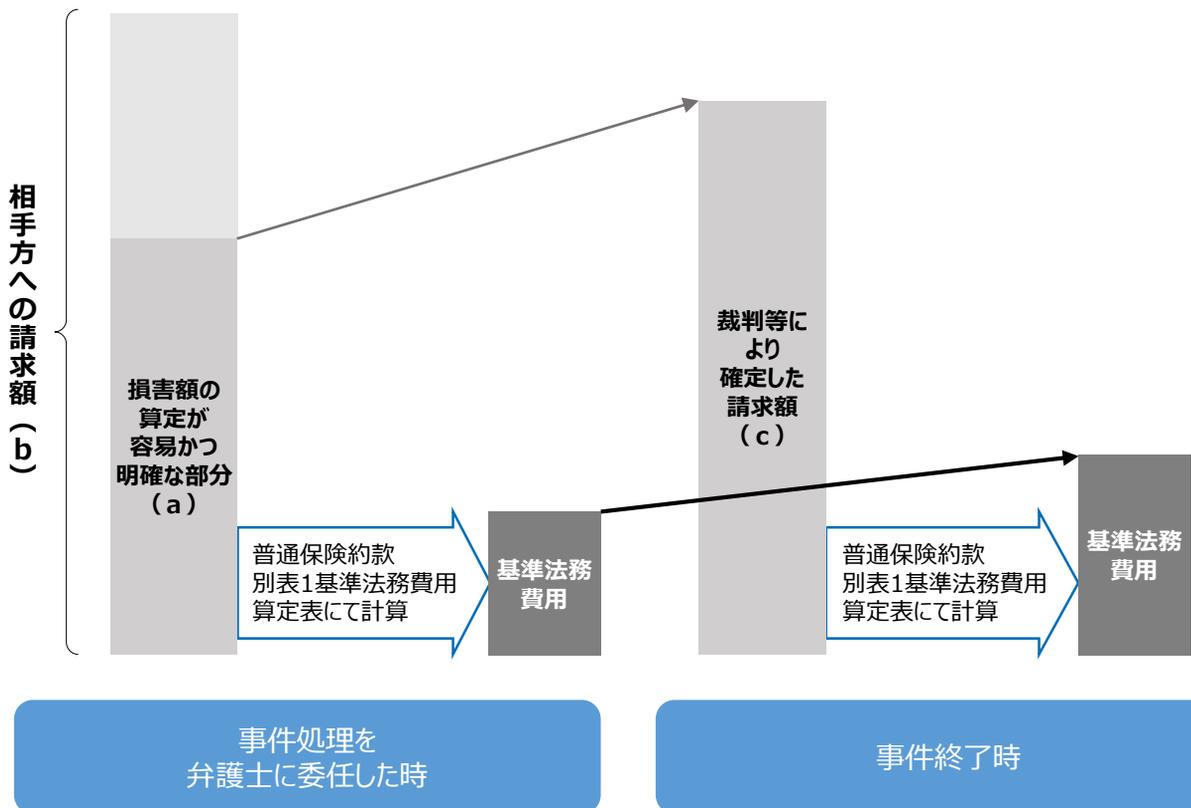
保険金の算定基礎 – 基準法務費用 –

- 当社が被保険者に支払う法務費用保険金の額は、普通保険約款の規定に従って算出した「基準法務費用」に基づき算出します。**この「基準法務費用」の額は、被保険者が実際の弁護士等委任契約に基づき支出した金額とは異なります**ので、ご注意ください。
- 法務費用保険金の計算は、「基準法務費用」の額に基づき次のとおり行います。

- 訴訟の場合を考えると、法務費用保険金は、**委任契約締結時と事件終了時の2回に分けてお支払い**します。
- 委任契約締結時には、相手方への請求額のうち「損害額の算定が容易かつ明確な部分(a)」のみを基礎として基準法務費用を算出し、それに基づき計算した法務費用保険金をお支払いします。「損害額の算定が容易かつ明確な部分(a)」の金額は、一般に「相手方への請求額 (b)」よりも小さくなりますので、ご注意ください。
- なお、事件終了時に「損害額の算定が容易かつ明確な部分(a)」を超えて法的請求が認められたときは、「確定した請求額(c)」に基づき着手金対応分の法務費用保険金の額を精算し差額を支払います。
- 事件終了時には、次の金額「着手金対応分の保険金の精算額」「弁護士への報酬金に対応する法務費用保険金」を支払います。

法務費用保険金に算定基礎

法務費用保険金の算定基礎となる基準法務費用は、事件処理の委任時と終了時のそれぞれにおいて、次の請求額に基づき算出します。



(a)の部分に対して基準法務費用(着手金)を算出し、保険金を支払います。

(c)に基づき委任時の基準法務費用(着手金)を再計算し、差額を精算して支払います。加えて(c)に対する報酬金を算出し、保険金を支払います。

法務費用保険金の計算方法

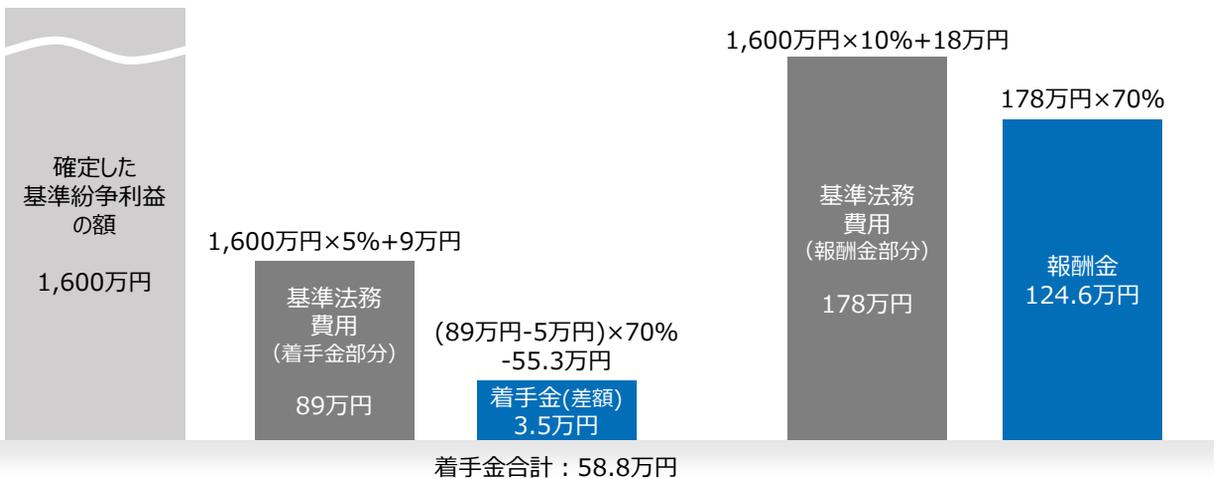
- 法務費用保険金の額を、具体的な事例について計算すると次のとおりです

【事例】裁判上の請求額：2,000万円（うち実際の被害額：1,500万円、慰謝料：500万円）のケース
 補償内容（着手金にかかる基準法務費用の70%、報酬金にかかる基準法務費用の70%を補償）
 （法務費用保険金における免責金額 1回目：5万円）
 裁判の結果認められた請求額：1,600万円

事件処理を弁護士に委任した時



事件終了時（着手金差額・報酬金）



法務費用保険金の合計（着手金 + 報酬金）

法務費用保険金
183.4万円

=

着手金
58.8万円

+

報酬金
124.6万円

【備考】裁判の結果認められた請求額が、委任契約締結時に当社が承認した額（ここでは1,500万円としています）を下回ったとしても、当社が着手金対応分の法務費用保険金について返還を求めることはありません。

07 責任開始日と保険料について

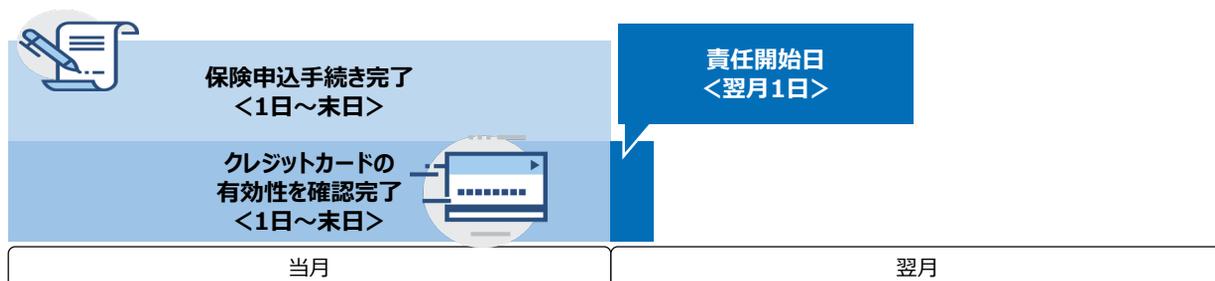
責任開始日

- この保険契約による補償が開始する日を責任開始日といいます。責任開始日は、保険証券に記載されています。
- 責任開始日は、指定の期日までに保険申込手続きが完了し当社が保険契約の申込みを承諾した場合には、第1回目の保険料相当額が払い込まれた日の属する月の翌月1日となります。
- 保険料の払込方式に応じて、責任開始日についての実際の取扱いは次のとおりです。

クレジットカード払方式について



月末までにクレジットカードの有効性および利用限度内であることの確認が完了した場合、当社のその時点で保険料が払い込まれたとみなし、その翌月1日を責任開始日とします。



保険料決定の仕組み

- 保険料は、保険契約の型、加入プラン、特約の有無および保険料等級によって異なります。
- 保険契約の型、加入プラン、特約については、保険証券に記載されていますので、ご確認ください。
- 保険料等級は、初年度契約については、あらかじめ定められた等級が適用されます。更新契約については、原因事故の発生状況によって変化します。実際に適用される等級については、毎年の更新期に契約者のもとへ送付される更新通知書に記載がありますので、ご確認ください。
- 保険料等級制度については、後述の「保険料等級制度」の項に詳しい説明がありますので、よくお読みください。

保険料の払込方法

保険料払込方式	クレジットカード払方式
保険料の払込み回数	月払い / 12ヶ月一括払い（割引有り）

保険料払込期日と払込猶予期間

- 当社が保険契約の締結を承諾した場合には、保険契約者が払い込んだ第1回目の保険料は、契約日（責任開始日）の属する月の保険料に充当し、第2回目以降の保険料は、第1回保険料を充当した月の翌月以降の保険料として、順次充当します。
- 第2回目以降の保険料は、その保険料を充当すべき月の前月末日までに払い込んでください。この日を保険料払込期日とします。
- 保険料払込期日までに保険料が払い込まれなかったとしても、保険契約者が次の払込猶予期間内に、未払込みの保険料とその翌月の保険料の合計額を払い込めば、保険契約は有効に継続します。
- 保険料の払込猶予期間は保険料払込期日の翌月1日から末日までとなります。



- 保険料の払込有効期間中に、必要な保険料が払い込まれなかった場合には、猶予期間満了日をもって保険契約は失効します。
- ※ この保険契約に復活の取扱いはありません。

08 更新時の保険料について

保険料等級制度

- 保険契約者が負担する毎年の保険料は、被保険者ごとに適用する**保険料等級により変化**します。
- 保険料等級は、**初年度契約については、10等級が適用**されます。
- 更新契約については、保険金の支払対象となった前年度以前における原因事故の発生状況によって変化します。前年に、保険金の支払対象となる原因事故がなかった場合は、保険料等級がアップし契約者が負担する保険料の額が減少します。また原因事故が一定の回数以上発生した場合は、保険料等級がダウンし保険料の額が増加します。
- 保険料等級が等級ダウンにより1等級未満となるときは更新を取扱いません。また、等級アップ後に20等級以上となるときは20等級に据え置きます。
- 更新契約に適用する保険料等級は、次のとおりです。

① 法律相談料保険金の支払対象事故があった場合

前年に法律相談料保険金の支払対象となった原因事故の数に応じて次のとおりとなります。

前年の原因事故数	更新後の保険料等級
0回	前年より1等級アップ
1回	据置き、または前年より1等級ダウン (注1)
2回	前年より1等級ダウン
3回以上	前年より2等級ダウン

(注1) 前年の原因事故数が1回のケースについては、過去3年の原因事故数により次のとおりとします。
過去3年の原因事故数が、1回～2回るとき→据置 / 3回以上るとき→前年より1等級ダウン

② 法務費用保険金の支払対象事故があった場合

- 前年に法務費用保険金の支払対象となった原因事故については、次のとおりとなります。なお、一つの原因事故について、法律相談料保険金と法務費用保険金のいずれも支払われることとなった場合には、次の法務費用保険金の等級変動を限度とします。

基準法務費用の額	更新後の保険料等級
10万円以下	前年より1等級ダウン
10万円超	前年より2等級ダウン

【トラブル別】

保険金支払事例



弁護士保険コモンの保険金は、
どのようなケースで、どのくらい支払われるのか。

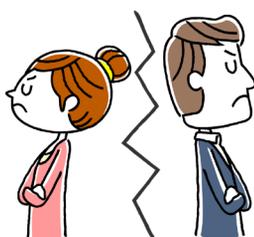
具体的な事例をもとにご説明します。

| Case



Case.1 上司からのパワハラ

上司からのパワハラが原因で退職を余儀なくされました。



Case.2 妻との離婚

妻より離婚を突き付けられ、高額な慰謝料を求められました。



Case.3 SNS上での誹謗中傷

SNS上で誹謗中傷されています。記事を削除し、投稿した相手に損害賠償を請求したい。



Case.4 子どものいたずら

大事な盆栽がある日壊れていました。子供のいたずらが原因ではないかと思いますが、証拠がありません。



Case.5 隣からの騒音

隣の部屋から流れてくる音楽に悩まされ、うつ病になってしまいました。

Case.1

「上司からのパワハラが原因で退職を余儀なくされました！」

「弁護士保険コモン」に加入しているAさんは、会社の上司から、到底一人で期日までに出来ないような仕事を押し付けられたり、些細なミスにもかかわらずみんなの前で怒鳴るように叱責されるなどのパワハラ行為を繰り返し受けました。その後パワハラが原因で精神疾患を患ってしまい退職を余儀なくされました。



初期対応

付帯サービスの「ハラスメントヘルプナビ」で探した弁護士に無料相談（20分）し、初動対応および今後想定される法的手続き等について助言を受けました。

無料

法律相談

弁護士へパワハラの具体的内容や開始時期・頻度、精神疾患の診断内容などを説明したところ、会社に対して損害賠償ならびに慰謝料請求を行う旨、内容証明郵便の送付提案を受けました。

保険金支払額

法律相談料保険金
22,000円

事件委任

弁護士に事件委任し内容証明郵便を送付した後、会社側弁護士と示談交渉を重ねた結果、会社が一定程度のパワハラ行為があった事実を認め、損害賠償金と慰謝料の合計300万円を支払うことで示談に至りました。

保険金支払額

着手金対応分
92,400円

報酬金対応分
184,800円



SUCCESS!

300万円の損害賠償金・慰謝料を支払ってもらうことに成功！

保険金支払額 299,200円

※ステイタスプラン・免責金額ゼロ特約付加の場合

【参考】レギュラープラン・免責金額ゼロ特約付加の場合、保険金支払額は114,400円

もし泣き寝入りしていたら...

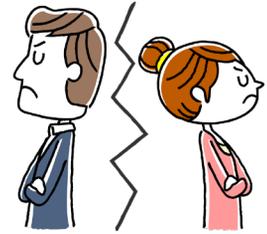


精神疾患の治療費も自己負担となり、再就職もままならないことに...

Case.2

「妻より離婚を突き付けられ、高額な慰謝料を求められました！」

「弁護士保険コモン」に加入しているBさんは、Bさんの不倫が原因で妻より離婚を請求されました。併せて精神的ダメージに対する慰謝料1,000万円を支払うよう要求されました。離婚はやむを得ないですが、あまりに高額な慰謝料請求に困っています。



初期対応

付帯サービスの「弁護士検索サポート」で探した弁護士に無料相談（20分）し、初動対応および今後想定される法的手続き等について助言を受けました。

無料

法律相談

弁護士に具体的な離婚理由や相手方の主張などを説明の上、慰謝料の減額可能性について相談したところ、弁護士より慰謝料減額に向けた示談交渉の提案を受けました。

保険金支払額

法律相談料保険金
22,000円

事件委任

弁護士に事件委任し、代理人として相手方と示談交渉してもらった結果、慰謝料を300万円（700万円の減額）とすることで示談が成立しました。

保険金支払額

着手金対応分
173,250円

報酬金対応分
173,250円



SUCCESS!

700万円の慰謝料減額に成功！

保険金支払額 368,500円

※ステイタスプラン・免責金額ゼロ特約付加の場合

【参考】レギュラープラン・免責金額ゼロ特約付加の場合、保険金支払額は195,250円

もし法律相談をしなかったら・・・



支払う必要のない1,000万円を支払うことに・・・

Case.3

「SNS上で誹謗中傷されています。

記事を削除し、投稿した相手に損害賠償を請求したい！」

「弁護士保険コモン」に加入しているタレントのCさんは、インターネット上のSNSにおいて事実無根の書き込みにより誹謗中傷されました。タレント業にも影響がでており早くその記事を削除するとともに、記事を投稿した相手に損害賠償を請求できないかと考えています。



初期対応

付帯サービスの「ネットスターヘルプナビ」で探した弁護士に無料相談（20分）し、初動対応および今後想定される法的手続き等について助言を受けました。

無料

法律相談

弁護士へ誹謗中傷記事の具体的な内容や開始時期・頻度・業務への影響などを説明したところ、SNS管理者に対する記事削除請求ならびにプロバイダーに対する発信者情報開示請求の提案を受けました。

保険金支払額

法律相談料保険金
33,000円

事件委任

弁護士に事件委任し、記事削除請求ならびに発信者情報開示請求手続きを行ったところ、SNSにおける誹謗中傷記事が削除されました。加えて発信者情報開示請求により記事を投稿した相手を特定することに成功し、相手に損害賠償請求訴訟を行ったところ、300万円の損害賠償金が支払われました。

保険金支払額

着手金対応分
184,800円
報酬金対応分
369,600円



SUCCESS!

誹謗中傷記事が削除され、
300万円の損害賠償金を支払ってもらうことに成功！

保険金支払額 587,400円

※ステイタスプラン・免責金額ゼロ特約付加の場合

【参考】レギュラープラン・免責金額ゼロ特約付加の場合、保険金支払額は206,800円

もし泣き寝入りしていたら・・・



風評被害はさらに拡大しタレントCさんのタレント生命も危機に・・・

Case.4

「大事な盆栽がある日壊れていました。
子供のいたずらが原因ではないかと思いますが証拠がありません！」

「弁護士保険コモン」に加入しているDさんは、ある日、自宅の庭で大切に育てていた盆栽が倒れ壊れていることに気づきました。近所の子供が道路で石を投げているのを以前見たことがあり子供のいたずらが原因ではないかと思っていますが、単なる憶測であり証拠もないのでどうしたらいいか困っています。



初期対応

付帯サービスの「弁護士検索サポート」で探した弁護士に無料相談（20分）し、初動対応および今後想定される法的手続き等について助言を受けました。

無料

法律相談

弁護士に盆栽の破損時期、子供のいたずらが原因だと思ふ理由、具体的な損害額などを説明したところ、弁護士から防犯カメラを設置し、いたずらの証拠を取得し加害者が特定できた場合は損害賠償請求を行ってはどうかとの提案を受けました。

保険金支払額

法律相談料保険金
22,000円

事件委任

防犯カメラを設置した数日後、近所の子供が自宅敷地に面した道路から拳ほどの石を柵越えに投げている様子が映っていました。この映像を子供の監督義務を持つ両親に見せたところ、子供が行った事実を認め、損害賠償金150万円を支払ってもらうことができました。

保険金支払額

着手金対応分
77,000円
報酬金対応分
92,400円



SUCCESS!

150万円の損害賠償金を支払ってもらうことに成功！
安心できる暮らしを取り戻した！

保険金支払額 191,400円

※ステイタスプラン・免責金額ゼロ特約付加の場合

【参考】レギュラープラン・免責金額ゼロ特約付加の場合、保険金支払額は99,000円

もし泣き寝入りしていたら・・・



大切に育てた盆栽は壊れたままに！
加害者も不明のまま不安な毎日を過ごすことに・・・

Case.5

「隣の部屋から流れてくる音楽に悩まされ、うつ病になってしまいました！」

「弁護士保険コモン」に加入しているEさんは、隣の部屋から流れてくる音楽がとてもうるさく、深夜にまで及ぶため睡眠障害や慢性頭痛が続いていました。再三に渡り注意するもの一向に改善されず、ついにはうつ病を発症してしまいました。その結果会社も休みがちになってしまい、とうとう退職を余儀なくされてしまいました。



初期対応

付帯サービスの「弁護士検索サポート」で探した弁護士に無料相談（20分）し、初動対応および今後想定される法的手続き等について助言を受けました。

無料

法律相談

弁護士に、騒音が始まった時期、音楽が流れてくる時間帯、音量レベル、隣人との折衝経緯、病状・退職の経緯などを説明したところ、騒音差止め、ならびに損害賠償・慰謝料請求を行ってはどうかとの提案を受けました。

保険金支払額

法律相談料保険金
33,000円

事件委任

弁護士に事件委任したところ、騒音の差止めの誓約を取り付けるとともに、治療費用、損害賠償および慰謝料として合計380万円を払ってもらうことができました。

保険金支払額

着手金対応分
107,800円
報酬金対応分
215,600円



SUCCESS!

380万円の損害賠償金・慰謝料を支払ってもらえた！
安心できる暮らしを取り戻した！

保険金支払額 356,400円

※ステイタスプラン・免責金額ゼロ特約付加の場合

【参考】レギュラープラン・免責金額ゼロ特約付加の場合、保険金支払額は129,800円

もし泣き寝入りしていたら・・・



騒音は続き、治療費も自己負担、更には引っ越しを余儀なくされることに！

〔 お客様専用ダイヤル 〕

ご契約内容に関するお問い合わせ、苦情・相談窓口

0120-888-727

受付時間 平日 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

保険金請求に関するお問い合わせ

0120-000-455

受付時間 平日 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

エール少額短期保険株式会社

関東財務局長（少額短期保険）第76号
〒104-0043 東京都中央区湊2-2-8 CKビル4F
URL <http://yell-lpi.co.jp>

